

Ⅳ 入試情報の開示について

1 入学者選抜試験における個人成績等の開示

〔1〕開示内容

試験成績の開示を希望する一般入試の受験者には、本人の申請により、総合点、大学入試センター試験と個別学力検査の科目ごとの得点（合否判定時に採用された科目の得点）及び総合順位を通知します。その際には、受験した学部・学科等における合格者の総合点の最高点、最低点及び平均点についても併せて通知します。なお、総合順位と学部・学科等における合格者の総合点の最高点、最低点及び平均点については、教育学部にあつては課程別に、法学部、経済学部、工学部、農学部にあつては学部別に、医学部にあつては学科別に開示します。また、経済学部と工学部の開示を希望する受験者には、受験した学部の学科別合格者の総合点の最高点、最低点及び平均点についても併せて通知します。

ただし、合格者が10人に満たない学科、課程の受験者には、総合点、大学入試センター試験及び個別学力検査の科目ごとの得点（合否判定時に採用された科目の得点）のみを通知します。

平成28年度入学者選抜試験の成績の開示を希望する者は、下記のとおり申請してください。

〔2〕申請方法

(1) 下記①～③の書類を同封し、郵送（簡易書留）にて申請してください。

① 本学所定の「入学試験個人成績等開示申請書」

② 本学の受験票及び大学入試センター試験受験票のうち、いずれか一つ（コピー不可）

受験票を添付できない場合は、運転免許証等のコピーを添付してください。

なお、提出された受験票等は入学試験個人成績等通知時に返却します。

③ 返信用封筒（長形3号〈約12cm×23.5cm〉の封筒に、本人の住所、氏名及び郵便番号を明記し、402円分（注）の郵便切手を貼付したもの）

（注）定形50gまでの簡易書留料金。郵便料金が改定される場合がありますので、申請前に本学ホームページ等で料金を確認してください。

(2) 本学入学者に限り、持参による申請を認めます（申請書受理期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時から17時まで）。〔4〕申請先の窓口で、上記①～③の書類提出と併せて学生証を提示してください。

〔3〕申請書受理期間

平成28年4月15日（金）から平成28年5月13日（金）まで

〔4〕申請先

〒760-8521 高松市幸町1番1号 香川大学入試グループ TEL (087) 832-1182

〔5〕申請者に対する開示時期

申請書受理期間終了後1か月以内に郵便（簡易書留）にて本人に通知します。

〔6〕その他

開示に要する手数料は、無料です。ただし、郵送料は申請者の負担とします。

2 合格者の成績の公表

平成28年度の各学部・学科等における一般入試の合格者の総合点、大学入試センター試験と個別学力検査の最高点、最低点及び平均点についての開示は、平成28年7月に本学が発表する「平成29年度入学者選抜要項」及び本学ホームページにより公表する予定です。なお、教育学部にあつては課程別に、法学部、経済学部、工学部、農学部にあつては学部別に、医学部にあつては学科別に開示します。

ただし、合格者が10人に満たない学科、課程については公表しません。

3 入試問題及び解答例等の閲覧

本学広報室において、次のとおり、閲覧できます。

- (1) 平成28年度入試問題は、試験終了時刻以降に閲覧できます。なお、平成27年度以前の入試問題については、常時、閲覧できます（コピー不可）。
- (2) 平成28年度入試問題の解答例等の閲覧は、平成28年4月15日から平成28年10月15日までの間に限ります。
- (3) 閲覧時間は、9時から17時までです（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）。
- (4) 問い合わせ先：香川大学広報室 TEL (087) 832-1027
- (5) 情報提供の一環として、本学ホームページ上においても、入試問題を公表します（原則として過去1年分のみ）。なお、著作権許諾の関係により一部公表できない場合もあります。

○ 公表予定期間

平成28年7月から約1年間（著作権許諾の関係で多少前後します。）

[\(http://www.kagawa-u.ac.jp/\)](http://www.kagawa-u.ac.jp/)

V その他

1 「地域医療推進枠」で入学した者に支給される香川県医学生修学資金の概要について

地域医療推進枠 9人に支給される修学資金等の概要は次のとおりです。

香川県医学生修学資金

貸与額 月 額 120,000円

貸与期間 6年間

貸付申請（平成28年4月予定）の際には、連帯保証人（独立の生計を営み、修学資金の返還の義務を負担することができる成年者）2人が必要となります。

修学資金返還の免除 大学を卒業し、初期研修を修了後9年間（ただし県内の医療機関で初期研修を受けた場合は7年間）、知事が指定する医療機関（香川県内の公立病院等）で医師として勤務した場合、貸与額が全額返還免除されます。

詳細は、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>)から「香川県医学生修学資金貸付」で検索。

問い合わせ先 香川県健康福祉部医務国保課 TEL (087) 832-3321